

別紙資料あり (A 4 片面 1 枚)

平成 25 年 6 月 18 日

総務局職員部人事課

担当 大脇 (972-2121)

市政記者クラブ 様

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事件の概要	別紙のとおり
2 被処分者の所属・ 補職・処分内容	子ども青少年局局長級 免職 (当時：健康福祉局生活福祉部長) 緑区部長級 免職 (当時：健康福祉局保険年金課長) 西区係長級 停職 6 月 (当時：健康福祉局保険年金課保険料係長)
3 処分年月日	平成 25 年 6 月 18 日
4 管理監督責任	市長 減給 10 分の 5・3 月分 入倉副市長 10 分の 3・1 月分 (自主返納) (退職者) ※退職者についても、自主返納を要請 住田副市長 (当時) 10 分の 3・2 月分相当額 健康福祉局長 (当時) 10 分の 1・3 月分相当額 健康福祉局副局長 (当時) 10 分の 1・1 月分相当額

- 本件事案に係る不適切な情報管理について  
本件に係る情報が外部に流出したと判断せざるを得ない事案が発生いたしました。  
情報流出の原因は判明しておりませんが、事案の重要性に鑑み、管理監督責任を問うことといたしました。

[処分年月日]

平成 25 年 6 月 18 日

[管理監督責任]

入倉副市長：市長口頭嚴重注意  
岩城副市長：市長口頭嚴重注意  
総務局長：市長口頭嚴重注意

## 嘱託員不正採用事案に係る関係職員の処分について

### 1 概要

平成 22 年 4 月 24 日に実施された国民健康保険料に係る滞納整理嘱託員の採用選考試験に関し、上司から部下に対して、特定の受験者の採用に関し不適正な指示が行われた。

その結果として、解答用紙が改ざんされ、当該改ざん行為によって受験者が採用選考試験に合格するなど、不適正な行為が行われた。

(参考)

平成 24 年 8 月 28 日 刑事告発

平成 25 年 4 月 3 日 専門調査委員による中間報告書

平成 25 年 5 月 24 日 不起訴処分（起訴猶予）

### 2 事実関係

#### (1) 生活福祉部長（当時）から保険年金課長（当時）に対する不適正な指示

- ・特定の受験者二人の採用について「なんとかしてくれ」等と指示
- ・採用選考試験の面接試験において、二人の面接は、保険年金課長が担当するよう指示
- ・一人の配置区を特定の区にするよう指示

#### (2) 保険年金課長（当時）から保険料係長（当時）に対する不適正な指示及び保険年金課長（当時）が自ら行った不適正な行為

- ・特定の受験者二人の採用について「どうしても合格させないかん」等と指示
- ・採用選考試験の面接試験において、二人の面接は、自分が担当するよう指示
- ・採用選考試験の面接試験において、同じ面接班の課長に対し、特定の受験者二人を暗に合格させたい意向を示し、また、一人について推薦するような話をした
- ・一人の配置区について、部長の指示を受けて、配置案を変更

#### (3) 保険年金課長（当時）の不適正な行為

- ・特定の受験者一人の解答用紙を改ざん
- ・この行為は、上司の指示に対し再三拒否したものの、強い指示に抗しきれずに行ったもの

### 3 処分の基本的な考え方

関係職員によって不正行為が行われたという事実とあわせて、当該不正行為によって、公務員の職に対する信用が失墜したことも踏まえると、厳しく対処すべき事案であり、職員の懲戒処分について、管理監督責任も含め厳正な姿勢で臨むこととした。